

令和5年3月

事業者のみなさまへ

大阪市

標準契約書の改正及び本市契約の取扱いについて

大阪市個人情報保護条例の全部改正等に伴い、令和5年4月1日付けで次のとおり標準契約書を改正いたします。この改正に伴う、本市契約の取扱いについて、ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

1 改正する標準契約書

別紙1のとおり

2 改正内容

別紙2のとおり

【改正理由】

個人情報保護法の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、標準契約書で引用している大阪市個人情報保護条例が大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例として全部改正されたため、標準契約書についても、従来の本市における個人情報等の保護に関する受注者の責務の内容等を維持することを基本として、改正法の趣旨に沿った内容とするため、必要な規程整備を行うものです。

3 本市契約の取扱いについて

(1) 令和5年4月1日以降に発注する契約

改正後の契約書を使用することとする。

(2) 令和5年3月31日以前に発注する契約

改正前の契約書を使用することとする。

なお、令和5年4月1日以降、契約書の差替えや契約変更を不要とする。

4 担当

契約管財局契約部制度課（契約制度グループ） 電話 06-6484-7434